

令和 7 年 4 月 25 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名

河本 英樹 

令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議 員 河本 英樹

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	3	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	75,448	電話料金インターネット使用料
研 修 費	7,200	松山市議会観光振興議員連盟会費 愛媛拉致議連 市町議会議員会費
広 報 費	443,866	広報紙作成料・広報紙郵送代・WEB管理料
広 聴 費	95,066	携帯電話代・ガソリン代
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	28,847	消耗品
資料購入費	9,306	地図
人 件 費	488,913	給料
事務所費	101,020	事務所電気代・事務所水道代 下水道使用料
合 計	1,249,666	

3. 残 額 0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	電話料金・インターネット使用料	75,448 円		25
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		75,448 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 7 年 3 月 31 日	整理番号	25	
科 目	<u>調査研究費</u> 要請・陳情活動費 人件費 研修費 会議費 事務所費 広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費			
使 途 及 び 内 容 等	電話料金・インターネット使用料			
金 額	75,448 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項	電報料が入っている月は、差し引いた金額より按分率 60%			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	5 月 31 日	10,535 円	60 %	6,321 円
5 月分	6 月 28 日	10,465 円	60 %	6,279 円
6 月分	7 月 31 日	10,456 円	60 %	6,273 円
7 月分	8 月 29 日	10,491 円	60 %	6,294 円
8 月分	9 月 30 日	10,456 円	60 %	6,273 円
9 月分	10 月 31 日	10,465 円	60 %	6,279 円
10 月分	11 月 29 日	10,456 円	60 %	6,273 円
11 月分	12 月 27 日	10,483 円	60 %	6,289 円
12 月分	1 月 31 日	10,518 円	60 %	6,310 円
1 月分	2 月 28 日	10,509 円	60 %	6,305 円
2 月分	3 月 31 日	10,456 円	60 %	6,273 円
3 月分	4 月 22 日	10,465 円	60 %	6,279 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 5月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆			
◇NTT西日本ご利用分			
13,945	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 4月 1日～ 4月30日 電話番号 は089-961-1178	合 算
	1,500	ひかり電話対応機器使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	100	追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	72	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	4,300	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 2番号分	合 算
	6	の請求となります。	
	1,267	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	13,945	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: 非対象等 NTTコミュニケーションズご利用分。	
◇合計	15,265	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211001 07266 07231 00 L

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ NTT西日本ご利用分	9,136	5,400 1,300	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 6月 1日～ 6月30日 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 6月 1日～ 6月30日 電話番号 は089-961-1178	合 算 合 算
		1,500	ひかり電話対応機器使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
		100	追加番号使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
		6	ユニバーサルサービス料他 6月 1日～ 6月30日 2番号分	合 算
		830	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇ NTT西日本分 (小計)	9,136	9,136	(小計)	
◇ NTTファイナンスご利用分	1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等
◇ 合計	10,456	10,456	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

M20021211001 07301 07245 00

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 8月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分			
11,668	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 7月 1日～ 7月31日	合 算
		電話番号は089-961-1178	
	1,500	ひかり電話対応機器使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	100	追加番号使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	32	ひかり電話 (通話料) 7月 1日～ 7月31日	合 算
	2,270		合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 7月 1日～ 7月31日	合 算
		2番号分	
	1,060	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◆NTT西日本分 (小計)	11,668	(小計)	
◆NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
		NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◆合計	12,988	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 9月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
9,136	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	8月 1日～ 8月31日 合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	8月 1日～ 8月31日 電話番号 合 算
			は089-961-1178
	1,500	ひかり電話対応機器使用料	8月 1日～ 8月31日 合 算
	100	追加番号使用料	8月 1日～ 8月31日 合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	8月 1日～ 8月31日 2番号分 合 算
		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	830	(小計)	
9,136	9,136		
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
		NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計			
10,456	10,456	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。 電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年10月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分			
11,642	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 9月 1日～ 9月30日 電話番号	合 算
		は089-961-1178	
	1,500	ひかり電話対応機器使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	100	追加番号使用料 9月 1日～ 9月30日	合 算
	8	ひかり電話 (通話料) 9月 1日～ 9月30日	合 算
	2,270		合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 9月 1日～ 9月30日 2番号分	合 算
		のご請求となります。	
	1,058	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	11,642	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分			
1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
		NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計	12,962	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
---	---

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 11月ご請求分
----------------------------	------------------------	---------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ NTT西日本ご利用分				
9,136	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	10月 1日~10月31日	合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	10月 1日~10月31日 電話番号	合 算
			は089-961-1178	
	1,500	ひかり電話対応機器使用料	10月 1日~10月31日	合 算
	100	追加番号使用料	10月 1日~10月31日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	10月 1日~10月31日 2番号分	合 算
			のご請求となります。	
	830	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇ NTT西日本分 (小計)				
9,136	9,136	(小計)		
◇ NTTファイナンスご利用分				
1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等	* 契約番号:	非対象等
		NTTコム (回収代行) ご利用分。		
◇ 合計				
10,456	10,456	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年12月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆				
◇NTT西日本ご利用分				
14,157	5,400		フレッツ 光ネクスト FHS利用料	11月 1日~11月30日 合 算
	1,300		ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	11月 1日~11月30日 電話番号 合 算
				は089-961-1178
	1,500		ひかり電話対応機器使用料	11月 1日~11月30日 合 算
	100		追加番号使用料	11月 1日~11月30日 合 算
	8		ひかり電話 (通話料)	11月 1日~11月30日 合 算
	16		ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	11月 1日~11月30日 合 算
	4,540			合 算
	6		ユニバーサルサービス料他	11月 1日~11月30日 2番号分 合 算
				のご請求となります。
	1,287		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	14,157	14,157	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分				
1,320	1,320		OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
			NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計	15,477	15,477	合計	
			<NTTファイナンスからのお知らせ>	
			○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

M20021221001 07053 07013 00 L

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 1月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分				
11,695	5,400	1,300	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 12月 1日~12月31日	合 算
			ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 12月 1日~12月31日 電話番号	合 算
			は089-961-1178	
	1,500		ひかり電話対応機器使用料 12月 1日~12月31日	合 算
	100		追加番号使用料 12月 1日~12月31日	合 算
	24		ひかり電話 (通話料) 12月 1日~12月31日	合 算
	32		ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 12月 1日~12月31日	合 算
	2,270			合 算
	6		ユニバーサルサービス料他 12月 1日~12月31日 2番号分	合 算
			のご請求となります。	
	1,063		消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			(小計)	
11,695	11,695			
◇NTTファイナンスご利用分				
1,320	1,320		OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号:	非対象等
			NTTコム (回収代行) ご利用分。	
◇合計				
13,015	13,015		合計	
			<NTTファイナンスからのお知らせ>	
			○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 2月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 9,189	5,400 1,300 1,500 100 16 32 6	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 1月 1日～ 1月31日 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 1月 1日～ 1月31日 電話番号 は089-961-1178 ひかり電話対応機器使用料 1月 1日～ 1月31日 追加番号使用料 1月 1日～ 1月31日 ひかり電話 (通話料) 1月 1日～ 1月31日 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 1月 1日～ 1月31日 ユニバーサルサービス料他 1月 1日～ 1月31日 2番号分	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 9,189	835 9,189	消費税等相当額 (合計) (小計)	合 算 合 算
◇NTTファイナンスご利用分 1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等
◇合計 10,509	10,509	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

M20021221001 07074 07034 00 L

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 3月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分 11,633	5,400 1,300	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 2月 1日～ 2月28日 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 2月 1日～ 2月28日 電話番号 は089-961-1178	合 算 合 算
	1,500 100	ひかり電話対応機器使用料 2月 1日～ 2月28日 追加番号使用料 2月 1日～ 2月28日	合 算 合 算
	2,270 6	ユニバーサルサービス料他 2月 1日～ 2月28日 2番号分 のご請求となります。	合 算 合 算
	1,057	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 11,633	11,633	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等
◇合計 12,953	12,953	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

M20021221001 06731 06647 00 L

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分	9,145	5,400 1,300 1,500 100 8 6	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 3月 1日～ 3月31日 ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 3月 1日～ 3月31日 電話番号 は089-961-1178 ひかり電話対応機器使用料 3月 1日～ 3月31日 追加番号使用料 3月 1日～ 3月31日 ひかり電話 (通話料) 3月 1日～ 3月31日 ユニバーサルサービス料他 3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
		831	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	9,145	9,145	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,320	1,320	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: NTTコム (回収代行) ご利用分。	非対象等
◇合計	10,465	10,465	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。
--	---

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 5月ご請求分
金額(円)
¥15,265-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.5.31

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 6月ご請求分
金額(円)
¥10,465-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.6.28

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 7月ご請求分
金額(円)
¥10,456-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.7.31

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 8月ご請求分
金額(円)
¥12,988-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.8

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 9月ご請求分
金額(円)
¥10,456-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.9.30

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 10月ご請求分
金額(円)
¥12,962-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.10.31

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 11月ご請求分
金額(円)
¥10,456-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.11.29

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 12月ご請求分
金額(円)
¥15,477-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
24.12.27
HARU/山崎 井ノ口
448456

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号

2025年 1月ご請求分
金額(円)

¥13,015-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

31781
25.1.31

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号

2025年 2月ご請求分
金額(円)

¥10,509-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

31781
25.2.28

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号

2025年 3月ご請求分
金額(円)

¥12,953-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

31781
25.3.31

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
河本英樹選挙事務所
様

お客様番号

2025年 4月ご請求分
金額(円)

¥10,465-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

31781
25.4.22

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費(4月～9月)	3,000 円		7
3/31	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費(10月～3月)	3,000 円		16
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		8
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		7,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 9月 30日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 5月 10日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6年 5月 10日

河 本 英 樹 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申

(2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力

(平成 30 本号中改正)

(3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大

(4) 県・四国内における関係団体との交流の促進

(5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 11月 19日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 6年 11月 19日	
河 本 英 樹 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000円 也	
但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 原 俊 司	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力

(平成 30 本号中改正)

- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和7年	3月	31日	整理番号	8
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費				
金 額	1,200	円	按分率	100	%
特 記 事 項					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和6年 8月 30日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員

河 本 英 樹 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。